

株式会社ジェイ・イー・サポート 構造計算適合性判定業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「株式会社ジェイ・イー・サポート構造計算適合性判定業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社ジェイ・イー・サポートが実施する構造計算適合性判定業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(構造計算適合性判定手数料)

第2条 業務規程第20条に規定する構造計算適合性判定手数料は、大臣認定プログラムによる場合及び国土交通大臣が定めた方法による場合の判定についてそれぞれの審査方法に応じて別表に掲げる床面積の合計に応じた額とする。

2 前項の床面積の合計は、当該敷地内の一の建築物ごとに算定する。ただし、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第36条の4に定める建築物のニ以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している部分(地上部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合も含む。)は、それぞれ別の建築物とみなす。

(付則)

この規程は、平成27年6月1日より施行する。

改正：平成28年2月10日

改正：平成30年5月1日

改正：令和元年10月1日

改正：令和3年4月1日

改正：令和4年10月12日

構造計算適合性判定手数料

(単位:円、非課税)

業務区域	構造計算の方法	構造上一建築物の延べ面積						
		200㎡以内	200㎡超 500㎡以内	500㎡超 1,000㎡以内	1,000㎡超 2,000㎡以内	2,000㎡超 10,000㎡以内	10,000㎡超 50,000㎡以内	50,000㎡超
鳥取県	認定プログラム	132,000	144,000	155,000	167,000	183,000	220,000	341,000
	上記以外	161,000	184,000	206,000	229,000	266,000	338,000	585,000
島根県	認定プログラム	142,000			171,000	186,000	230,000	377,000
	上記以外	185,000			244,000	278,000	365,000	663,000
岡山県	認定プログラム	130,000			150,000	170,000	220,000	360,000
	上記以外	180,000			240,000	270,000	360,000	640,000
広島県	認定プログラム	167,000			189,000	290,000	361,000	502,000
	上記以外	187,000			211,000	329,000	411,000	577,000
山口県	認定プログラム	129,000			160,000	176,000	223,000	379,000
	上記以外	183,000			246,000	283,000	376,000	693,000
香川県	認定プログラム	125,000			155,000	175,000	218,000	375,000
	上記以外	185,000			245,000	280,000	375,000	690,000
愛媛県	認定プログラム	110,000			130,000	140,000	180,000	310,000
	上記以外	150,000			210,000	230,000	310,000	580,000

(注) 表に掲げる構造上一建築物の延べ面積は、当該敷地内の一の建築物ごとに算定します。

この場合において、当該一の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれを一の建築物とみなして算定します。